

日本ウェルネススポーツ大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という）。における公的研究費に基づく研究活動の管理・監査体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程は別に定める。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、関係法令又はこれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

(公的研究費)

第3条 公的研究費とは、政府関係省庁、又は政府関係省庁が所管する独立行政法人等から研究機関に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、本学全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終責任を負うもの（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括責任者)

第5条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

(部署責任者)

第6条 本学に統括責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について各部署等を管理する者（以下「部署責任者」という。）を置く。

2 部署責任者は、学部にあつては学部長、研究委員会にあつては委員長、事務局にあつては学校管理課長をもって充てる。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

2 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規定を制定し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

3 事務処理手続きの例外的な処理は、事務処理手続きと実体のかい離を招く恐れがあるため、原則認めないものとする。ただし、例外的処理を行う場合は、例外集を作成し、関係者に周知するものとする。

(職務権限の明確化)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、教育職員と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

- 2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。
- 3 事務処理については、別に定める「取扱要領」による。

(公的研究費の執行)

- 第9条 公的研究費の執行にあたって、教育職員が個人の発意で提案し、採択された研究課題であっても、公的資金であることを教職員個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないように対応するものとする。
- 2 同条1項に関し、研究者、関係事務職員、は、関係職着任時に誓約書(別紙様式1)を提出する。関係業者も同様とする。(別紙様式2)

(教職員等への支援部署)

- 第10条 公的研究費に関する教職員等への支援部署は、教務課が主管する。
- 2 教務課は、公的研究費及び各種研究助成金等の補助金・助成金等に関する事務を分掌する。
 - 3 教務課は、研究不正行為防止委員会からの指示を受け、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、要因の除去を実施するものとする。
 - 4 教務課は、公的研究費の事務処理等に関して学内外から相談を受ける窓口を分掌する。

(納品検収者)

- 第11条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して、学校管理課職員(以下「検収担当者」という。)が納品検収を行う。
- 2 検収責任者は、学校管理課長をもって充て、検収担当者は、学校管理課長が指名し、学長が任命する。

(検収業務)

- 第12条 検収担当者は、納品伝票(納品書)と現物を照合のうえ、納品伝票(納品書)に所定の検収印を押印するものとする。また、特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発、機器の保守・点検等)に関する検収も同様とする。
- 2 有形の成果がある場合、成果物および完了報告書等の履行が確認できる書類を提出する。検収担当者必要であると判断された場合は、これに係る仕様書、作業工程表などの詳細をもとに再確認する。

(監査体制)

- 第13条 公的研究費における適正使用を監査するため、内部監査を行う。
- 2 内部監査は本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに帳票類の監査、機器備品の現物実査及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。
 - 3 公的研究費に関する内部監査は、次に定める「内部監査室」が行う。

(内部監査室)

- 第14条 内部監査室(以下「監査室」という。)の構成員は、次の者をもって構成し、理事長が任命する。

- (1) 内部監査室長
- (2) 監査担当者若干名
- (3) 理事長が特に任命する者

- 2 内部監査室長は、監査の結果について、文書をもって理事長及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 監査室の事務は、内部監査室が行う。

(外部監査との連携)

第15条 監査室は、職務の遂行にあたり、公認会計士による外部監査との連携を十分考慮するものとする。

(管理・監査体制の見直し)

第17条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及び部署責任者等に管理・監査体制の改善を指示するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。

誓約書

日本ウェルネススポーツ大学学長 殿

私は、公的研究費の運営・管理・監査に関わるにあたり、以下の事項を厳守することをここに誓約いたします。

記

- 1 機関の規則等を遵守する
- 2 不正は行わない
- 3 規則等に違反し、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担する

以上

平成 年 月 日

職・氏名

印

誓約書

日本ウェルネススポーツ大学学長 殿

当社は、取引するにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

記

- 1 機関の規則等を厳守し、不正に関与しない
- 2 内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力する
- 3 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分が講じられても異議を唱えない
- 4 構成員等から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報すること

以上

平成 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印